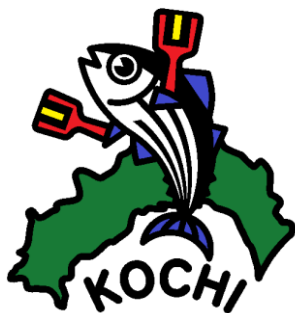


# 病気や障害のある方の 自動車運転再開のための ガイドブック

Ver.1



一般社団法人 高知県作業療法士会  
高齢者・障害者の自動車運転支援委員会

# 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>2</b>
<b>2</b>	<b>疾病による運転への影響</b> .....	<b>3</b>
<b>3</b>	<b>自動車運転に関する法制度</b> .....	<b>6</b>
<b>4</b>	<b>運転再開の流れ</b> .....	<b>12</b>
<b>5</b>	<b>適性検査について</b> .....	<b>13</b>
<b>6</b>	<b>実車評価について</b> .....	<b>15</b>
<b>7</b>	<b>改造車両について</b> .....	<b>16</b>
<b>8</b>	<b>高齢者の運転について</b> .....	<b>18</b>
<b>9</b>	<b>免許返納後の諸サービスについて</b> ...	<b>19</b>
<b>10</b>	<b>窓口の紹介</b> .....	<b>21</b>

# 1

## はじめに

**脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）などにより、運動麻痺や高次脳機能障害など様々な症状を抱えながら社会参加を希望される方にとって、自動車運転再開に対するニーズは高く、運転の可否はその方の暮らしや社会参加に大きな影響を与えるものとなっています。**

**今回、作成したガイドブックは、病気や障害によって運転が難しくになってしまった方が、自動車運転の再開を目指すために必要な手続きや法律、運転に関する情報などを記載しています。**

**このガイドブックを通じて、安全に安心して運転再開の準備を進めていただければ幸いです。**



運転に影響する疾病として身体機能障害と高次脳機能障害に大別されます。

また、近年では高齢者ドライバーなどで認知機能が低下している方の運転への影響も懸念されています。

### ①身体機能障害の影響

#### 運動障害

- アクセルブレーキを強く踏むことができない
- ハンドルやウインカー等の、物品の操作ができない
- 手足が動かしにくく、動作が遅れる
- ハンドルやブレーキ操作等の長時間の維持ができない、また最後までハンドルを回しきることができない

#### 感覚障害

- ハンドルやブレーキを触った感覚が分かりにくい
- とっさにブレーキを踏むことやハンドルを切ることができない
- 手足がどのくらい曲がっているか分かりにくく、ブレーキの圧調整などがしづらい
- アクセルとブレーキの位置がわからず踏み間違えてしまう

#### 視野・視力障害

- 視野が狭く、片側の車線しか見えない
- 車線からはみ出してしまう
- 通行人や、障害物に衝突する、物体が二重に見える



## ② 高次脳機能障害の影響

### 注意障害

- 対向車や歩行者等の様々なものに注意ができない
- 長時間の運転では集中力が低下し事故を起こしやすくなる
- 集中することに疲れて眠くなる
- 標識や歩行者を見落とす
- とっさの判断が遅れる
- 同乗者と会話をしながらの運転ができない



### 記憶障害

- 運転を行う上での操作手順や法規を思い出せない
- 目的地までの道順を忘れてしまう



### 遂行機能障害

- 急な通行止めなどの道路状況に応じた運転ができない
- 目的地までの距離から給油タイミング等を計画を立てて運転ができない

### 失語症

- 標識の文字や法定速度の数字が読めない
- 事故等のトラブルが生じた際に状況説明ができない

### 失行症

- ハンドルやウィンカー操作等の物品操作の仕方や手順がわからない

### 半側空間無視

- 左右どちらか半側を見落としてしまう、左側にいる人物や白線が見えていない

### ③ 認知機能低下による影響

- 判断力が遅く、信号機や急な飛び出しなどへの反応が遅くなる
- アクセル・ブレーキを誤ってしまう
- 制限速度に対する適切なスピードの調整ができない
- 走行車線を誤って侵入してしまい逆走してしまう
- 免許不携帯等物忘れによる違反をしてしまう
- 目的地を忘れたまま運転してしまう

#### 身体機能の場合

ハンドルを切りたかったが  
力が弱く衝突してしまった

#### 高次脳機能の場合

柱があることに気づけなかった。  
運転に集中できてなかった

#### 認知機能低下の場合

とっさにアクセルとブレーキ  
を踏み間違ってしまった



ひとつのミスが大きな事故に発展することもあります。

根本的な概念として・・・

- ・安全運転に必要な身体能力や知的能力は運転免許試験（適正・技能・学科試験）で確認します。
- ・疾病の管理に代表される身体状況については、免許の申請及び更新時に**回答が義務化**されている本人の自己申告内容や、必要に応じて提出される**医師の診断書等**で判断します。
- ・平成26年6月より、運転免許取得や運転免許更新の申請をする際に「一定の病気等」に該当するかどうかを判断するため、**質問票の提出義務**が設けられました。  
⇒虚偽の記載があった場合には、**1年以下の懲役または30万円以下の罰金**に科せられます。



# 運転適性基準 (一種免許に必要な身体機能)

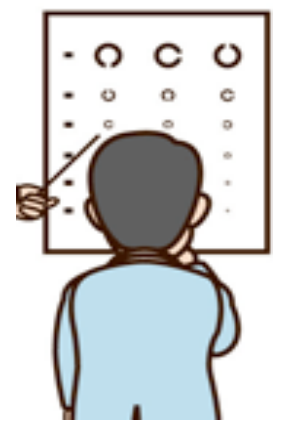
## 【身体機能】

- ・四肢の機能が全廃でなく運転に必要な操作能力があれば、自動車運転免許の取得や更新が可能です。
- ・個々の残存機能に応じて自動車を運転できるように改造できます。
- ・肢体不自由者等で運転免許証に条件が付けられてる人が運転する際には、自動車の前後に身体障害者用マークを付けることになっています。

## 【視機能】

### 視力

- ・両眼で0.7以上かつ一眼で0.3以上
- ・一眼の視力が0.3に満たない者  
または一眼が見えない者については  
他眼の視野が150度以上で視力が0.7以上



### 色彩識別能力

- ・赤、青、黄の識別ができること。



## 【聴覚機能】

原則として補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえることが適性検査の合格基準です。

しかし、音が聞こえない程度の障害があっても適切な教育を受け、かつ、**ワイドミラー**を使用している場合には普通自動車に限り交付されます。この場合、自動車の前後に**聴覚障害者マーク**を付けることとなっています。

※90デシベルの警音器の音  
⇒車のクラクションの音



※2008年6月1日より、重度の聴覚障害があっても特定後写鏡（ワイドミラー）を活用することで普通自動車の運転が可能となりました。

# 一定の基準に係る免許の可否等の 運用基準

1. 統合失調症
2. てんかん
3. 再発性の失神
  - (1) 神経起因性（調節性）失神
  - (2) 不整脈を起因とする失神
  - (3) その他特定の原因による失神  
（起立性低血圧等）
4. 無自覚性の低血糖
  - (1) 薬剤性低血糖症
  - (2) その他の低血糖症  
（腫瘍性疾患、内分泌疾患等）
5. そううつ病
6. 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
7. その他精神障害（急性一過性精神障害、  
持続性妄想性障害等）
8. 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、  
一過性脳虚血発作、脳腫瘍等）
9. 認知症
10. アルコールの中毒者

# 1. 認知症

- ・アルツハイマー型認知症、血管性認知症等に罹患している人は自動車運転の免許は取得できず取り消しとなります。つまり**診断されれば免許は拒否、取消し**となります。
- ・認知症ではないが、軽度の認知機能低下があるため将来認知症になる恐れがある、軽度の認知機能の低下がある、境界領域であるなどの判断がなされた場合には、**6ヶ月後に再度臨時適性検査**が行われます。

# 2. 脳卒中

- ・脳梗塞、脳出血、一過性脳虚血発作などによって慢性化した高次脳機能障害が生じた場合には、認知症と同様の基準で判断されます。
- ・発作により意識障害、見当識障害、記憶障害、注意障害などのいずれかが繰り返し生じている場合、**拒否または取消し**となります。
- ・脳卒中による運動障害と視覚障害は「身体障害について」の基準で判断されます。

### 3. てんかん

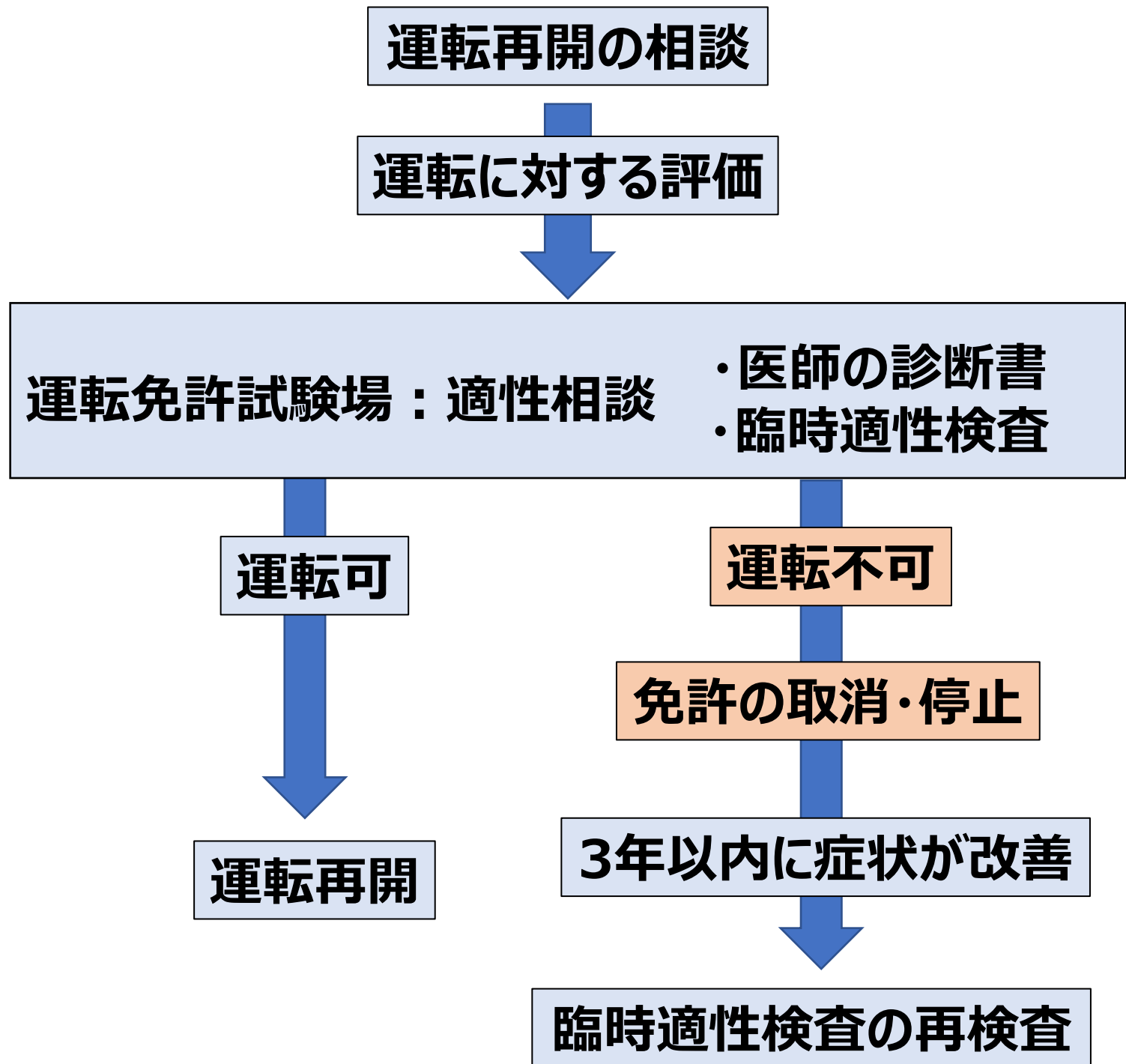
- ・てんかん患者が自動車を運転する場合は、**運転中にてんかん発作が生じないようにコントロールされていることが条件となります。**具体的には以下のように診断された場合には運転適性があるとみなされます。
- ・大型自動車免許や第二種免許に対して、**内服薬なしで5年間発作がない**場合などを除いて適性がないと判断される。

#### てんかん患者の運転適性基準

- ・発作が**過去5年以内になく**、今後発作が起こる恐れがない。
- ・発作が**過去2年以内になく**、今後しばらく（適宜期間を記入）は発作の恐れがない。
- ・**医師による1年間の経過観察の後**、発作が意識障害や運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後症状悪化の恐れがない。
- ・**医師による2年間の経過観察の後**、発作が睡眠中に限られ、今後症状悪化の恐れがない。

## 4

## 運転再開の流れ



条件（AT限定、車両改造等）が付加される場合があります

### 診断書の作成について

運転免許センターもしくは最寄りの警察署にて

**「脳卒中後に運転を再開するための**

**診断書用紙をください」**

と連絡をして郵送して入手してください。

その後、主治医に診断書作成を依頼してください。

◎ **運転の可否は医師ではなく、公安委員会が行います。**

※適性検査は

**無料で、1時間程度で終了します**

※適性検査では、公安委員会の判断によって**医師の診断書**が必要となります

## 【適性検査で行う検査について】

### 1) **動体認知検査**

視覚注意力の検査を行います

※必要に応じて視野検査あり



### 2) **実車検査 (AT車/MT車)**

実際に構内を自動車で走ります  
助手席には公安職員、  
後部座席にご家族が  
同乗できます



## 適性相談について

- 一定の病気にかかっている場合や身体に障害のある方の免許の取得（受験）や更新が可能かどうかについて相談ができます。



- 運転再開には、適性相談を受ける必要があります。まずは、主治医と相談して「運転に問題はない」という判断が示されたら、運転免許センターの安全運転支援室に相談し、日程調整して臨時適性検査を受けることになります。
- 医師の診断に基づき、適切に受けることをお勧めします。



**必要に応じて、高知県下の指定教習所で行う実車評価（ペーパードライバー講習）をすすめています。原則構内での講習となりますが、その方の状態に応じて構外での走行練習も行うことがあります。**

**実際の車を使用し、助手席に教官が同乗し走行練習を行います。**

**講習では、主に乗車の仕方やハンドル・アクセル・ブレーキ操作、必要な方は旋回装置の握り方、座り方、スピードコントロールの仕方、車幅感覚の再学習、安全運転への再認識など実際の運転に対する技術指導を行っていただけます。**





障害を有する方が自動車運転を行う場合、運転補助装置を取り付けるなど、車の改造が免許交付の必要条件になる場合があります。ここでは、代表的な運転補助装置を紹介します。

## ○ 旋回装置



- ・ハンドルを両手で回せない場合に取り付ける補助具
- ・握り部分の大きさや形状には様々な物があります

## ○ 左アクセルペダル装置



右足でペダルを踏めない場合に取り付ける補助具

## ○ 左ウィンカーレバー



ハンドルの右にあるウィンカーレバーを左側から操作できるようにする延長レバー

## ○ パーキングレバー



- ・足踏み式パーキングブレーキ装着車で、左アクセルペダル装置を設置した場合に取り付ける補助具。
- ・手で操作できます

## ○ その他

両手だけ、または両足だけで運転が可能な装置や車への乗り込み動作を楽にしてくれる装置もあります。



アシストグリップ



移乗補助シート

## 自動車改造業者について

下記の会社は相談に対応していただきます。

**高橋石油株式会社 電機事業部 介護福祉課**

住所：〒761-0120 香川県高松市新田町甲666-1

電話：087-844-1155 FAX：087-844-8688

E-Mail：fukushi@takahashi-energie.co.jp

**有限会社 坂本モータース**

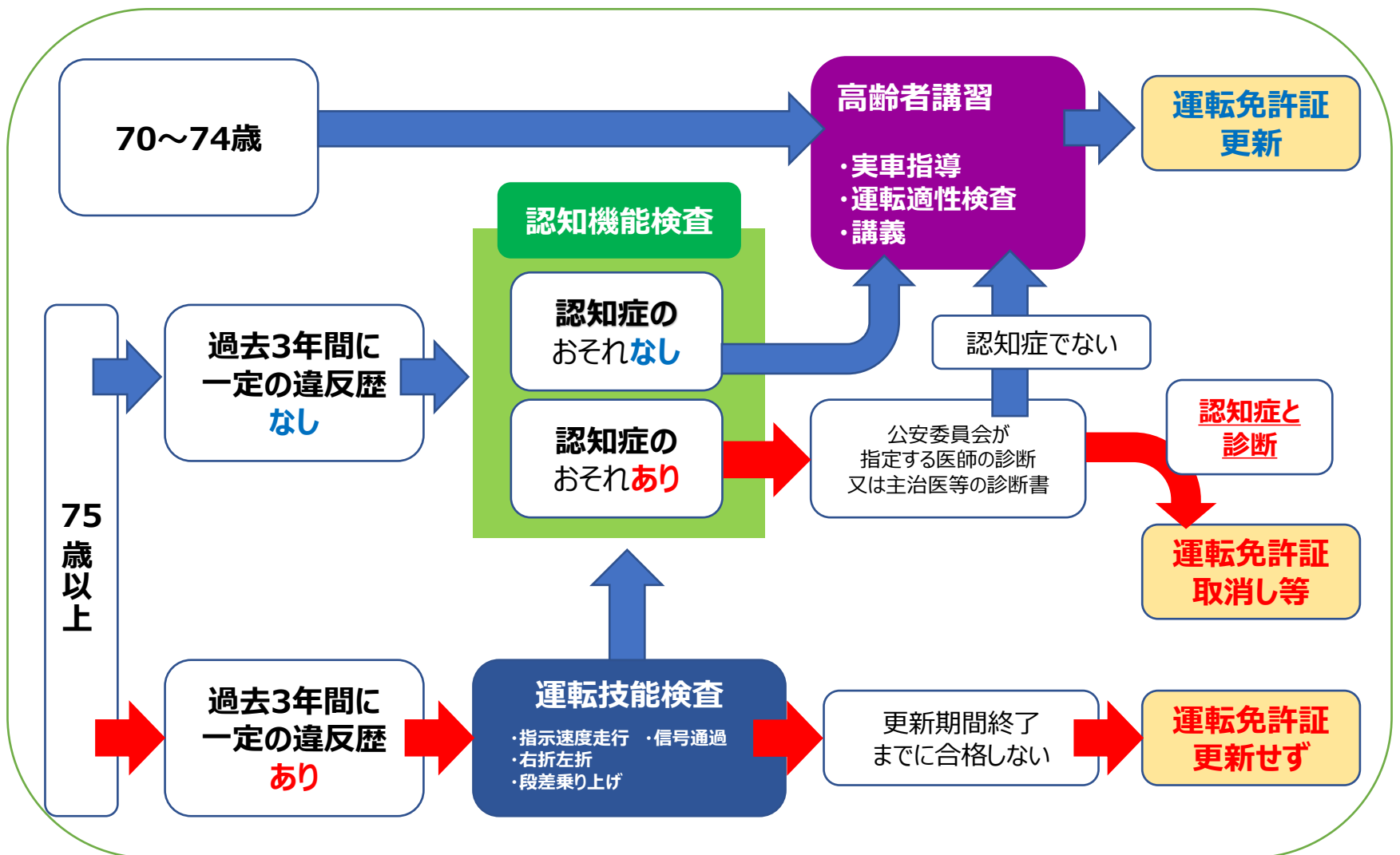
住所：〒781-8121 高知県高知市葛島4丁目1-61

電話：088-883-2463 FAX：088-883-9278

ホームページ：http://www.sakamotomotors.com

70歳以上の方は、更新手続きの前に高齢者講習を受けていなければなりません。

また、有効期間が満了する日の年齢が満75歳以上になられる方は、判断力・記憶力を検査する認知機能検査と、一定の違反行為がある方は運転技能検査を受ける必要があります。



### 【対象となる違反行為】

1. 信号無視
2. 通行区分違反
3. 通行帯違反等
4. 速度超過
5. 横断等禁止違反
6. 踏切不停止等・遮断踏切立入り
7. 交差点右左折方法違反等
8. 交差点安全進行義務違反等
9. 横断歩行者等妨害等
10. 安全運転義務違反
11. 携帯電話使用等

## 自主返納ってなに？

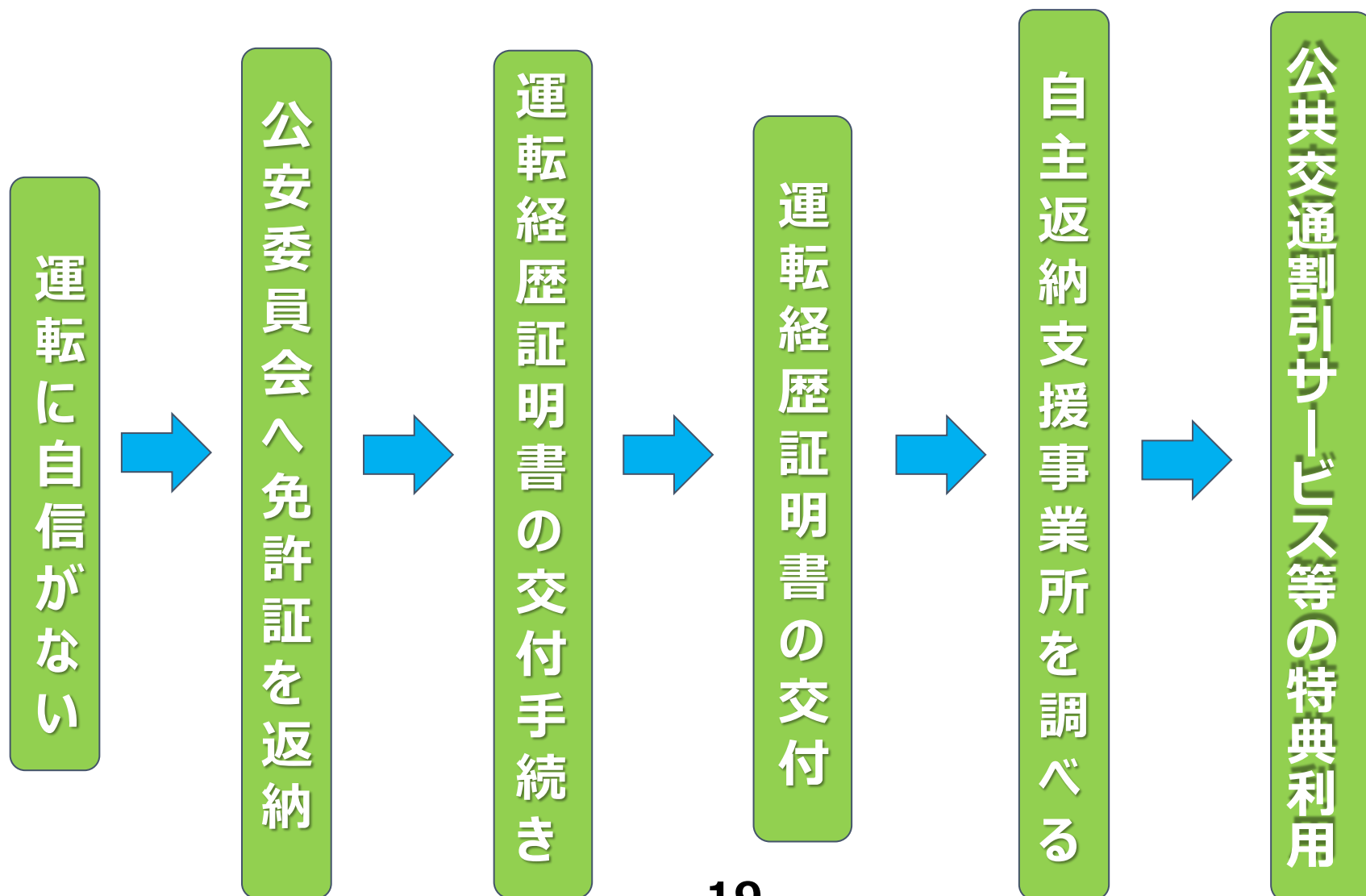
運転免許が不要になった方、加齢に伴う身体機能及び認知機能低下のため運転に不安や危険を感じるようになった高齢ドライバーの方は、自主的に免許を返納することができます。

※運転免許の停止・取消しの行政処分中の方や、停止・取消処分の基準等に該当する方は自主返納することができません。

## 免許を返納すると？

- 運転経歴証明書がもらえます
- 自治体や公共交通など「運転免許証の自主返納支援」協賛店の特典を受けられます

### 免許証返納～返納後の流れ



# 運転免許証の自主返納

## どこで手続きするの？

申請受付は免許センターまたは警察署・警察庁舎（いの警察庁舎は除く）にて行えます。

月曜日から金曜日（祝日・振替休日・年末年始を除く。）

受付場所	受付時間	交付時間
免許センター	9:30～11:00 13:00～15:30	概ね1時間後
警察署・ 警察庁舎	8:30～11:00 13:00～16:00	概ね4週間後

## 手続きに必要なものは？

住所の変更がある等住民票が必要な場合があります。

詳しくは免許センターまでお問い合わせください。

区分	申請に必要なもの
運転免許の取り直し申請	● 運転免許証
運転経歴証明書交付申請	● 運転免許証 ● 手数料1,000円 ● 印鑑

## 高知県内の相談窓口

担当係	運転免許センター 安全運転支援室
住所	吾川郡いの町枝川200番地
電話	☎ 088-893-1221 安全運転相談ダイヤル⇒#8080
日時	月曜日から金曜日まで (祝日・休日・年末年始の休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分 (午後0時から午後1時の間は除く)

## 高知県内で障害者教習等が 受けられる指定自動車教習所

教習所名	住所	電話番号	障害者教習
安芸自動車学校	安芸市 川北甲 2100	0120-318-103	四肢体幹
四万十自動車学校	四万十市 具同592 7番地1	0880-37-1919	聴覚
高知中央自動車学校	高知市 江陽町4-50	088-883-3251	四肢体幹, 聴覚, その他
東部自動車学校	香南市 野市町西野 2135	0887-56-0611	聴覚
南国自動車学校	南国市 小籠81番地 3	088-864-3125	聴覚

## おわりに

**自動車運転は、生活する上で必要とされる  
ことが多く、便利なものです。一方で事故に  
遭う危険性も伴っています。**

**ご本人とご家族で十分に話し合い、車の運  
転をご検討していただきたいと思います。**

**このガイドブックが、その判断のために今後  
の皆様の新たな社会生活に向けた一助にな  
れば幸いです。**



# 高齢者・障害者の自動車運転支援委員会

- 委員長：矢野 勇介（忠さんの訪問看護ステーション）
- 副委員長：佐藤 誠（愛宕病院）
- 委員：一圓 智加（南国中央病院）
- 岩川 早也佳（リハビリテーション病院すこやかな杜）
- 牛窓 智文（介護老人保健施設 あいの里）
- 岡本 雅弘（リハビリテーション病院すこやかな杜）
- 鎌倉 航平（愛宕病院）
- 小松 明甫（リハビリテーション病院すこやかな杜）
- 関 優一郎（近森リハビリテーション病院）
- 常石 智（南国中央病院）
- 前田 篤志（北島病院）



2023年1月発行

一般社団法人 高知県作業療法士会  
高齢者・障害者の自動車運転支援委員会